

議案第83号

三朝町個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり三朝町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年9月13日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年9月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町個人情報保護条例の一部を改正する条例

三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体（<u>国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体（<u>国及び地方公共団体を除く。</u>）及び事業を営む個人をいう。</p>

第3条～第12条 略

(実施機関の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)である場合又は開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 町又は国、独立行政法人若しくは他の地方公共団体が行う監督、監査、検査、取締り、許可、認可、試験、契約、交渉、争訟その他の事務又は事業に関する自己情報であつて、開示することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施に著しい支障があると認められるもの

(4) 及び (5) 略

第14条～第18条 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る自己情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び当該本人以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするにあつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る自己情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第3条～第12条 略

(実施機関の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)である場合又は開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 町又は国若しくは他の地方公共団体が行う監督、監査、検査、取締り、許可、認可、試験、契約、交渉、争訟その他の事務又は事業に関する自己情報であつて、開示することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施に著しい支障があると認められるもの

(4) 及び (5) 略

第14条～第18条 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び当該本人以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするにあつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る自己情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

<p>2～4 略</p> <p>第20条～第32条 略</p> <p>(国、<u>独立行政法人等</u>又は他の地方公共団体との協力)</p> <p>第33条 町長は、事業者による個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、<u>国、独立行政法人等</u>若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は<u>国、独立行政法人等</u>若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。</p> <p>第34条以下 略</p>	<p>2～4 略</p> <p>第20条～第32条 略</p> <p>(国又は他の地方公共団体との協力)</p> <p>第33条 町長は、事業者による個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。</p> <p>第34条以下 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三朝町個人情報保護条例第13条及び第19条第1項の規定は、この条例の施行後にされた開示請求（三朝町個人情報保護条例第11条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。